

岩倉市公正入札調査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、岩倉市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会においては、工事等について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応

(2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(構成)

第3条 委員会は、副市長を長とし、総務部長、建設部長及び入札談合に係る工事を所掌する課の長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、会計管財課に置くものとする。

附 則

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。